平成２６年（フ）第５１８１号
埼玉県和光市白子１丁目26―80―706
債務者　宮崎トヨ子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６３３号
東京都大田区東雪谷３丁目28―３　第３丸仙ハイツ203
債務者　國吉理惠子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４１号
東京都羽村市神明台３丁目33番地73シティコープ鷹羽202
債務者　土屋千枝子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６４３２号
神奈川県川崎市川崎区旭町１丁目10―１―203
債務者　菊地　仁美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６７号
静岡市駿河区丸子3531番地の10
債務者　小林　香美
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８３号
東京都八王子市片倉町2416番地４キャッスルハイツＫ102号
債務者　平井　賢治
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７１号
静岡市清水区三保3421番地の１、前住所静岡市清水区草薙321番地の３
債務者　遠藤　礼子（旧姓谷津倉）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３号
岐阜県高山市清見町牧ケ洞3816番地11
債務者　陣出早恵美
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後２時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
栃木県宇都宮市西川田７丁目２番２号、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽4491番地11
債務者　赤羽　利枝
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８１３号
神奈川県大和市福田43番地６
債務者　山田　　優
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１８号
岡山市中区浜610番地35　オリーブ浜101、旧住所岡山県倉敷市玉島柏島1653番地１
債務者　金井　　力
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５９号
東京都小金井市緑町５丁目６番15号耳塚ハイツ203
債務者　當山かおり
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８０号
東京都八王子市暁町１丁目８番13号コーポ落合103号
債務者　亀谷　　豪
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６０号
静岡市清水区銀座１番９号
債務者　石野　雅也
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６５号
静岡県焼津市柳新屋715番地の７
債務者　田中かおり
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部